

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

A

同居の親族のみを雇用する事業所



同居

B

同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業所 《混在事業所》



同居

その他

《加入できる方》

1. 小規模企業共済制度に加入していない方
2. 加入する際に以下の書類を提出できる方

- 申込み従業員についての確認書(チェックシート:小規模企業共済制度の契約者でないこと及び使用従属関係があることの確認書)
- 労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)
- 賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)

同居の親族以外の従業員は必要ありません

※ 小規模企業共済制度の共済契約者であった期間は、過去勤務期間の対象となりません

新規加入助成及び月額変更助成

掛金助成の対象となりません

掛金助成の対象となります

個々の被共済者が同居の親族であるかどうかについて変更があった場合や、事業所の雇用実態が同居の親族のみか **A** そうでないか **B** という状態に変更があった場合には届出が必要となります。

※ 定期的に使用従属関係を確認できる書類の提出が必要です。

《退職時に必要な書類》

1. 被共済者退職届
2. 同居親族に係る確認書(チェックシート)
3. 労働条件確認書
4. 賃金の支払いがあったことを確認できる書類(賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)

※ 2~4は同居の親族以外の被共済者  は必要ありません。

★ **A** の同居の親族が退職する場合には、上記《退職時に必要な書類》以外に「退職事由証明書」の提出が必要です。

「同居の親族」とは、事業主と生計を一にする同居の親族です。

事業主と生計を一にする同居の親族(以下「同居の親族」といいます。)のみを雇用する事業所については、中小企業退職金共済制度(以下「中退共制度」といいます。)へ加入できないものとされていましたが、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第119号)が平成22年11月12日に公布され、平成23年1月から、こうした事業所であっても、使用従属関係が認められる同居の親族については、中退共制度に加入できることとなりました。

【留意事項】

《加入時》

- ① 同居の親族のみを雇用する事業所か否か(中退共への加入状況ではなく、事業所の雇用実態となります:新規申込書に記述項目あり)、加入させる従業員が同居の親族か否か(新規及び追加申込書に記述項目あり)の届出が必要です。
- ② 上記①において「同居の親族」がいる旨の申込書が提出された場合には、後日、中退共から使用従属関係を確認する「チェックシート」を事業主宛に送付します。必要事項を記入(事業主及び同居の親族の方)し、「労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)」と、「賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し」を添付して返送していただきます。
- ③ 過去勤務期間については、新規申込時までの継続して雇用された期間で最高10年間を通算期間とすることができますが、過去に小規模企業共済制度に加入していた場合、その期間は通算できません。
- ④ 同居の親族以外の従業員を雇用する事業所(以下「混在事業所」といいます。)が、新規加入助成期間中に同居の親族のみの事業所となった場合には、その助成は打ち切りとなります。
- ⑤ 同居の親族のみを雇用する事業所が新規に加入した場合は、新規加入助成の対象となりません。また、その事業所が新規加入～15月目の間に同居の親族以外の従業員を雇用した場合でも、新規加入助成は受けられません。

《加入中》

- ⑥ 加入期間中に雇用実態に変動(事業所の雇用実態及び個々の被共済者について)があった場合には、届出が必要です。
- ⑦ 掛金月額を増額変更する月において同居の親族のみの事業所の場合は、月額変更助成の対象となりません。
- ⑧ 掛金月額を増額変更する月において混在事業所の場合は、月額変更助成の対象となります。ただし、月額変更助成を受けている混在事業所が、助成期間中に同居の親族のみの事業所となった場合には、その助成は打ち切りとなります。
- ⑨ 同居の親族である被共済者については、加入後も使用従属関係が継続していることの確認が必要なため、機構から定期的に確認ができる書類の提出を求めます。

《退職時》

- ⑩ 同居の親族が退職される場合、事業主は被共済者退職届の他に、「同居親族に係る確認書(チェックシート)」、「労働条件確認書」及び「賃金の支払いがあったことが確認できる書類(賃金台帳、経費帳又は所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)」を提出していただく必要があります。
- ⑪ また、同居の親族のみの事業所における被共済者が退職される場合は、上記⑩の書類以外に「転職又は傷病、高齢、その他これらに準ずる事由」により退職するものであることを証する「退職事由証明書」の添付も必要です。なお、これらの事由以外の場合は、退職金として支払うことはできません。
- ⑫ 同居の親族のみを雇用する事業所を退職した被共済者は、原則として、再度、同一の事業所に同居の親族として加入することはできません。

**同居の親族を雇用する
事業所の加入について、
制度のQ&Aはホームページで!**

中退共

検索



《お問い合わせ》

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL: 03-6907-1234

FAX: 03-5955-8211